

工場等誘致振興条例の見直し

◆課税免除に係る投資額

投資額1,000万円⇒2,700万円

(製造業・旅館業・農林水産物販売業など)

投資額2,000万円⇒3,700万円

(その他の事業)



適用は
平成29年6月から

問合せ
課税免除に関するものは
税務課へ
工場誘致に関するものは
商工観光課へ

増毛町工場等誘致振興条例

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）の趣旨に基づき増毛町における企業の誘致を振興するため、町内に工場等を新設し、又は増設する者に対しこの条例に定めるところにより固定資産税を免除し、又は不均一の課税（以下単に「税の免除等」という。）を行い、本町の産業振興に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 「新設又は増設」 新設とは、現に町内に同一業種の工場等を有しないものが過疎法第31条に該当する事業で2,700万円を超える投資額、その他の事業においては3,700万円を超える投資額により新たに工場等を設置することをいい、増設とは、町内に既存する工場等の施設を過疎法第31条に該当する事業で2,700万円を超える投資額、その他の事業においては3,700万円を超える投資額により拡充することをいう。

(2) 「投資額」 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条の規定に基づく固定資産で事業の用に供する土地及び家屋の取得並びに償却資産設置に要した費用の額をいう。ただし、他に貸付け又は他から借受けたものに係る費用の額は含まないものとする。

(3) 「事業開始」 新設又は増設した工場等（以下「対象設備」という。）がその全稼働により物を製造し、又は加工し、若しくは利用者に当該施設を提供し、その供給を開始した後をいう。

(税の免除等の方法)

第3条 税の免除等は、第1条の規定により町長が税の免除等の指定した者（以下「指定事業者」という。）に対し、その指定事業者が対象設備を新に取得した固定資産に対して賦課される固定資産税を地方税法第6条第1項の規定に基づき免除又は不均一課税とすることができる。

2 前項の税の免除等は、対象設備に対して最初に固定資産税が課税された年度から3箇年とする。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。